

01059

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日には、
当たる翌日)

五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

指 定 年 月 日	鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和四十七年二月一日	秋山歯科医院

所 在 地	米子市道笑町二丁目二二二の三
-------	----------------

鳥取県告示第百六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
健康保険法による保険医の登録
土地改良事業計画等の適否の決定
公有水面埋立ての追認
道路の位置の指定

◇公 告 職業訓練指導員試験の合格者

昭和四十七年三月三日 烏取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
森歯科診療所	鳥取市寿町五〇一	昭和四十七年二月一日

鳥取県告示第百六十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告不する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理年月日
森歯科診療所	鳥取市寿町五〇一	昭和四十七年二月一日

鳥取県告示第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
北原信	鳥医第一、六五八号	昭和四十七年二月九日

鳥取県告示第百七十号

昭和四十六年十二月十三日付けで倉吉市鴨河内二六二三番一地衣笠清市ほか六人の者から申請のあつた共同で行なうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 三 倉吉市役所
- 四 异議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年三月三日

鳥取県告示第百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次とのおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 追認の日
- 二 昭和四十七年二月二十九日
- 二 追認を受けた者

01061

漁港管理者 鳥取県

三

埋立てを追認した場所及び面積

若美郡若美町大字岩本字沓井屋敷一四五の三番地先、一四四の四

番地先及び一四六番地先の水面

一、二五三・四三平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地、船揚場及び取合護岸を新設するため

昭和47年3月3日

鳥取県知事 石破二朗

自動車整備科 多田洋 西原徹 谷要 河田健二

竹嶽峯彦 杉原忠雄 岡山照雄 高田幸夫

松尾誠弘 安達聰 岡村進 穀村和夫

西村一郎 岸本修 岸田博仁 小椋文雄

奥村恵司 上口一郎 森木日出男

建築科 高木孝
事務科 船守清史

昭和47年2月10日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

鳥取県告示第百七十一号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二一条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年一月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石破二朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方町三丁目一六六 有限会社 夏目不動産 代表取締役 夏目・恵一	鳥取市滝山字越シ塚ノ上四一七ノ一の一部 四一七ノ九 四一一ノ一 四一八ノ一〇 字下前田三七九ノ一の一部 三七九ノ八	幅員 五〇〇メートル 五・一〇メートル 延長 三〇・五〇メートル

01052

(第三種郵便物認可) 昭和47年3月3日 金曜日 烏取県公報

第4320号 4

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 石破二朗殿

(印)

(印)